

## 長崎大学研究倫理規程の制定について

### 制定理由

長崎大学研究者行動規範（平成21年2月3日制定）に定める倫理規範に基づき、長崎大学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定めるため、この規程を制定するものである。

平成30年9月21日

規程第44号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

## 長崎大学研究倫理規程

### （目的）

第1条 この規程は、長崎大学研究者行動規範（平成21年2月3日制定）に定める倫理規範に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等と行う共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、教員、学生その他の本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

3 この規程において「部局等」とは、広報戦略本部、原子力災害対策戦略本部、インスティテューショナル・リサーチ推進本部、海洋未来イノベーション機構、グローバル連携機構、研究開発推進機構、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、各学内共同教育研究施設、ダイバーシティ推進センター、先端創薬イノベーションセンター、地域教育総合支援センター、障がい学生支援室、福島未来創造支援研究センター、子どもの心の医療・教育センター及び生命医科学域をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の法令、告示、指針等及び学内規則等を遵守しなければならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究者自らの自覚に基づいた高い倫理規範の下に良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

4 研究者は、異なる分野の研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努めなければならない。

5 研究者は、学内外の研究者と共同で研究を行うに際しては、当該研究者が相互に独立した対等の研究者として誠意を持って接し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第4条 研究者は、あらゆる研究活動において、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究費の適切な使用に努めるとともに、法令、学内規則等その他当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(試料、情報、データ等の収集及び管理)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等をその目的に適した必要な範囲において収集しなければならない。

2 研究者は、当該研究のために収集又は作成した情報、データ等の関連する研究記録を法令、学内規則等に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(研究対象等の保護)

第7条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮しなければならない。

2 研究者は、動物等に対しては、法令、学内規則等に基づき、真摯な態度でこれを取り扱わなければならない。

(研究成果等の公表)

第8条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 研究者は、前項の公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行又はルールを十分に尊重しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令、学内規則等に基づき適正に取り扱わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第10条 研究者は、自らの研究活動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令、学内規則等を遵守し、本学の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(部局等の長の責務)

第11条 部局等の長は、この規程を当該部局等内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じなければならない。

2 部局等の長は、この規程の目的を達成し、かつ、適切な運用を図るため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、部局等（各学部、各研究科、各附置研究所、病院及び生命医科学域を除く。）の長は、当該部局等に倫理審査委員会を設置することが困難な場合には、他の部局等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、人を対象とする医学系研究については、長崎大学における人を対象とする医学系研究に関する規則（平成27年規則第24号）の規定に基づき設置する委員会において処理するものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。